

霧島市社会教育委員設置条例の一部改正について

霧島市社会教育委員設置条例の一部を次のように改正する。

平成26年2月18日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例

霧島市社会教育委員設置条例（平成17年霧島市条例第32号）の一部を次のように改正する。  
第5条を第6条とし、第2条から第4条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

（委嘱の基準）

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、霧島市教育委員会が委嘱する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の霧島市社会教育委員設置条例第2条の規定は、この条例の施行後に行われる霧島市社会教育委員の委嘱について適用する。

（提案理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行により、社会教育法（昭和24年法律第207号）で規定されていた社会教育委員の委嘱の基準について、当該市町村の条例により文部科学省令で定める基準を参酌して定めることとされたことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。